随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	道路河川課		
案　　件　　名	新三田駅前駐車場新紙幣対応精算機改修		
案 件 の 概 要	新三田駅前駐車場の精算機が本年発行の新紙幣に対応できないため、老朽化している管理PC含め更新し、更新しない発券機含め連携できるよう各種設定を行う。		
随意契約の種類	○随意契約　　◉ 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和　6　年　6　月　18　日	契約の相手方	株式会社　富士ダイナミクス　西日本営業所
契　約　金　額	7,865,000 円　（うち消費税相当額　715,000 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　6　年　11　月　29　日　まで		
随意契約とした理由	本件は、新三田駅前駐車場の現行精算機が本年発行予定の新紙幣に対応できないことから、老朽化している管理PCを含めて更新し、更新しない発券機を含め連携できるよう各種設定を行うものである。 本来入札により修繕業者を決定すべきであるが、更新しない発券機と精算機前にある車両検知用のループコイルが活用でき、管理ソフトウェアの設定がそのまま流用できることから現行機種と同じメーカーのもので更新する方が有利であると考えられる。 なお、他メーカーで更新する場合は発券機も含めての更新となり、ループコイルが仕様を満たさない場合や新規地下配線は土木工事が必要で、管理PCの設定は一から実施する必要があることから、高額になるだけでなく工事日数がかかることになり利用者に不便をかけることとなる。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により、メーカー（三菱プレシジョン株式会社）の代理店であり保守管理を担う株式会社富士ダイナミクスと単独随意契約を行うものとする。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		